

第1回町議会定例会

令和7年第1回町議会定例会が、3月6日に開会され、14日に閉会しました。

定例会では、木幡町長の町政執行方針と予算案説明を表明した後、一般質問のほか、条例の一部改正、各会計の新年度予算など、議案31件、諮問1件について審議しました。

おもな内容は、次のとおりです。



の一部改正

◆町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の整備基準を定める条例の一部改正

各適用法令の一部改正に伴い、条文の整理及び基準について整理されました。

◆町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正

◆職員の育児休業等に関する条例の一部改正

◆職員の給与に関する条例の一部改正

◆町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

◆町職員の旅費に関する条例の一部改正

人事院勧告に伴い、本年四月から適用すべき項目について

て改められました。

◆町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部改正

訪問看護の利用についても適用となるよう条例の一部が改正されました。

◆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

刑法等の一部改正に伴い、条文の一部が改正されました。

◆町道の路線変更

北海道新幹線建設工事に伴う付替のため、八路線の延長及び終点が変更されるほか、新開公園線が新開十四号線に変更されました。

◆一般会計補正予算

(第十二号)

令和六年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ八千八百八十九万九千円が減額され、予算総額七十二億六千二百九十九万九千円となりました。

補正のおもなものは歳入に国庫支出金、町債の減額など、歳出は病院事業操出金の追加などと各科目の不用額の減額です。

◆後期高齢者医療特別会計

補正予算(第二号)

歳入歳出それぞれ三百八十八万九千円が減額され、予算

総額一億一千二百二十四万四千円となりました。

◆国民健康保険特別会計

補正予算(第五号)

歳入歳出それぞれ二千二百九十三万三千円が追加され、予算総額七億三千五百九十四万四千円となりました。

◆介護保険特別会計

補正予算(第五号)

歳入歳出それぞれ一億五千六百七十九万九千円が減額され、予算総額八億八千三百三十二万五千円となりました。

◆ガス事業会計

補正予算(第六号)

収益的支出に六百万円が追加され、収益的支出予算総額一億五千八百八十八万五千円となりました。

また、資本的収入から四千四百三十六万一千円が、資本的支出から六千四百七十万がそれぞれ減額され、資本的予算総額は収入が七千八百四十四万四千円、支出が八千九百二十六万三千円となりました。

◆水道事業会計

補正予算(第三号)

新幹線関連事業に伴う水道管移設関連事業の債務負担行為の期間及び限度額が追加されました。

◆公共下水道事業特別会計

補正予算(第四号)

収益的収入から三百七十七万七千円が減額され、収益的収入予算総額二億八千八百五十七万四千円となりました。

◆病院事業会計

補正予算(第七号)

収益的収入から六千六百二十二万三千円が減額され、収益的支出から二千五百七十二万二千円が減額され、収益的予算総額は、収入が六億九千二百八十四万四千円、支出が七億一千四百七十四万三千円となりました。

また、資本的収入から八百二十万円の減額され、資本的支出から九百二十七万円が減額され、資本的予算総額は収入が一千三十五万九千円、支出が二千九百五十三万五千円となりました。

◆令和七年度一般会計

補正予算(第一号)

令和七年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ二百万円が追加され、予算総額六十五億二千三百万円となりました。

補正のおもなものは、歳入に町債の追加、歳出は除雪ダンプ購入にかかる備品購入費の追加です。

◆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

◆町子ども・子育て会議条例

◆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

◆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正